

令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

番 号	請 願 第 2 2 号	受理年月日	令和3年5月21日
件 名	特別職公務員である安城市議会議員に、刑法第193条「公務員職権濫用罪」に該当する行為をやめさせることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	請願の趣旨 【刑法第193条】公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、2年以下の懲役又は禁錮に処する。 安城市議会には、この刑法第193条に抵触する行為がしばしば見られる。 これは、条文のとおり『公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する行為であり、懲役刑又は禁錮刑になる。 また、職権濫用の本来の意味は、公務員が職務についての権限を越えたり、悪用したりして国民の権利を侵すことを指すとされている。 なお、1974年(昭和49年)に法制審議会総会で決定された改正刑法草案第12条(不作為による作為犯)『罪となるべき事実の発生を防止する責任を負う者が、その発生を防止することができたにもかかわらず、ことさらにこれを防止しないことによってその事実を発生させたときは、作為によって罪となるべき事実を生ぜしめた者と同じである』の例が示すように、本条文は、『公務員の不作為』においても適用される。 これを安城市議会及び議員が今まで行ってきた行為に当てはめると、憲法第16条で保障された国民の権利である請願に対して、その多くに、条例にある説明責任をまったく果たさず、ことごとく否決してきたため、国民の権利の侵害を行ったと言える。 たとえば、他の請願で示したが、令和3年3月定例会において、大屋議長(当時)が、請願の賛成討論で、請願者が白山議員に託した請願者のメッセージを読み上げている途中で発言を止めたこと、及び永田議員の法的根拠等が無い、及び規則にも前例にも無い動議によって、請願者が託した言葉を取り消させ、さらには、永田議員が委員外議員として請願の紹介議員に違法な質問をしたことは、憲法が保障する表現・言論の自由を踏みにじる行為、及び法令等無視した議会・議員による職権濫用に当たる身勝手な行為と言えよう。 これら議会・議員の行為により、日本国憲法で保障された住民の権利が侵害されることになった。法令や規則等を踏まえない、住民不在の傲慢ともいえる議会・議員の姿勢は、刑法第193条『公務員職権濫用罪』に当たるものであり、厳に慎むべきである。 請願事項 議会は法令を遵守し、刑法第193条違反となる行為をやめることを求める。 また議会には、法令遵守ができない現状をどのように改めるのか、詳しい説明を求める。		